

インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第 19 条に基づく学校長の判断により出席停止となります。つきましては、病院受診時に自宅療養期間を医師に確認の上、下記の様式に保護者が記入・押印し、登校後に学校へ提出してください。

【出席停止の基準】 発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

例えば…	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症後 2 日目に 解熱した場合	発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5 日目以 内なので 登校不可	登校 可能	
発症後 4 日目に 解熱した場合	発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

インフルエンザに関する報告書

受診日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

インフルエンザの種類 _____ 型

医療機関名 _____

自宅療養期間 _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 月 _____ 日 ()
(出席停止期間)

※医師による登校の許可が出ましたので、【 _____ 月 _____ 日】より登校いたします。

大阪市立水都国際 【 中学校 ・ 高等学校 】

_____ 年 _____ 組 _____ 番

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印